

鈴鹿市木材利用方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定、三重の木づかい条例（令和3年三重県条例第25号）及びみえ木材利用方針（平成22年12月13日策定）に基づき、市内に整備される建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第2 建築物における木材の利用の促進の意義

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど人にやさしく心安らぐ素材であることから、その利用を推進することは、森林の有する多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や地域経済の活性化に資するものである。

このため、市内に整備される建築物において木材を利用することにより、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるものである。

1 木材利用の効果

木材の利用により、木と触れ合う機会を増やし、木の大切さや良さ等を実感する機会を幅広く提供することができる。

2 森林の整備、地域経済、雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化と雇用の創出が期待できる。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 市が整備する公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する事項

(1) 市が整備する公共建築物

市内に整備される法第2条第2項第1号に掲げる建築物であり、具体的には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所、児童センター等）、診療所、運動施設（体育館、野球場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、庁舎（市役所、出張所等）等をいう。

(2) 市が整備する公共建築物のうち木造化を促進する建築物の範囲

計画時点において、コストや技術等の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の公共建築物において、木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

(3) 市が整備する公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

(2) に該当する公共建築物について木造化を促進するとともに、木造・非木造にかかわらず、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多い場所について、木質化を促進するものとする。

また、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて促進を図るものとする。

2 民間の建築物における木材利用の促進のための施策に関する事項

(1) 民間が整備する建築物

ア 民間が整備する公共建築物

法第2条第2項第2号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）等の建築物をいう。

イ ア以外の建築物

事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

(2) 木造化を促進する民間の建築物の範囲

民間の建築物の整備においては、(1)のアの建築物について、計画時点のコストや技術等の面で木造化が困難であるものを除き、木造化を促進するものとする。

(3) 民間の建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

木材が断熱性、調湿性等に優れていることに加え、木材の利用が林業・木材産業を中心とした地域経済の活性化に貢献するものであること等に鑑み、木材を利用した住宅の建築等を促進するための支援に努めるものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 建築材料としての木材の利用の目標

市は、その整備する公共建築物のうち、第3の1の(2)に該当する公共建築物について、木造化に努めるものとする。

また、その整備する公共建築物について、木造・非木造にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化に努めるものとする。

2 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

市は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用に努めるものとする。

3 木材の調達目標

市は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、県産材の利用に努めるものとする。

なお、県産材については、「三重の木」認証材の優先使用に努めるものとする。

第5 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 建築物以外の分野における木材利用

市は、木材を利用することが可能な防護柵及び工事用仮設物等の公共土木施設等について、木材の利用に努めるとともに、公務等において使用される机、椅子、書棚等の備品について、木材を原材料として使用した製品の利用に努めるものとする。ただし、間伐材及び木製品の利用に当たっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

2 建築物等を整備する者への周知

市は、建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する工事において、この方針を踏まえた木材の利用を促進するよう、周知に努めるものとする。

3 PR及び普及

市は、多くの市民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、整備した公共建築物等をPRし、木材の普及啓発に努めるものとする。

4 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

建築物の整備において木材を利用するに当たっては、建設自体に伴うコストにと

どまらず、維持管理や解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや、木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(注) この方針において、

- ・「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ・「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- ・「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材をいう。
- ・「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

附 則

この方針は、平成26年5月1日から運用する。

附 則 (令和6年10月1日改正)

この方針は、令和6年10月1日から運用する。